

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

告 示

鳥取県告示第千三百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大 嶋 歯 科 医 院	八頭郡船岡町船岡 一九七の一九	昭和四十九年十一月四日
大山町国民健康保 険大山寺診療所	西伯郡大山町大山 字上野原一四五十三	十二月二日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目 一一九	八月一日
岸 齒 科 医 院	鳥取市末広温泉町一六三	十二月十二日

鳥取県告示第千三百三十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規

◇ 告 示

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 林業種苗法による講習会の開催
- 国有財産の用途廃止(二件)
- 土地区画整理事業の施行の認可
- 製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
- ◇ 選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 正 誤 鳥取県マイクロフィルム文書規程中訂正
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則中訂正

定により告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	昭和四十九年十二月十七日	名称	庄司医院分院	所在地	鳥取市湖山町一三〇七―四
-------	--------------	----	--------	-----	--------------

鳥取県告示第千三百三十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	百八十五	生産事業者の名称	鳥取県 中部森林組合	生産事業者の住所	倉吉市山根 五四五	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	鳥取県中部 森林組合苗畑	事業所の所在地	倉吉市山根
------	------	----------	------------	----------	-----------	---------	------------------	--------	--------------	---------	-------

鳥取県告示第千三百三十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が昭和四十九年十一月七日失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	百五十八	生産事業者の氏名又は名称	倉吉市越殿町 倉吉市森林組合	生産事業者の住所	倉吉市越殿町 一四〇八	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	倉吉市森林組合苗畑	事業所の所在地	倉吉市越殿町 一四〇八
登録番号	百五十九	生産事業者の氏名又は名称	東伯郡三朝町 三朝町森林組合	生産事業者の住所	東伯郡三朝町 大字本泉 三五九―一	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	三朝町森林組合苗畑	事業所の所在地	東伯郡三朝町 大字本泉 三五九―一
登録番号	百六十	生産事業者の氏名又は名称	東伯郡関金町 関金町森林組合	生産事業者の住所	東伯郡関金町 大字堀 二〇四―一	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	関金町森林組合苗畑	事業所の所在地	東伯郡関金町 大字堀 二〇四―一
登録番号	百六十一	生産事業者の氏名又は名称	東伯郡東伯町 東伯町森林組合	生産事業者の住所	東伯郡東伯町 大字徳万 五九一―二	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	東伯町森林組合苗畑	事業所の所在地	東伯郡東伯町 大字徳万 五九一―二
登録番号	百六十二	生産事業者の氏名又は名称	東伯郡赤碕町 赤碕町森林組合	生産事業者の住所	東伯郡赤碕町 大字高岡 四七二	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	赤碕町森林組合苗畑	事業所の所在地	東伯郡赤碕町 大字高岡 四七二
登録番号	百七十八	生産事業者の氏名又は名称	東伯郡三朝町 石田俊市	生産事業者の住所	東伯郡三朝町 大字余戸	生産事業の内容	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	事業所の名称	石田俊市苗畑	事業所の所在地	東伯郡三朝町 大字余戸

鳥取県告示第千三百三十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（

昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

二 開催日時及び開催場所

開催日時	昭和五十年一月二十二日 午前十時から午後五時まで	開催場所	鳥取市東町 旧県会第一会議室
------	-----------------------------	------	-------------------

三 講習科目及び講習時間

- 1 種苗に関する法令 二時間
 - 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
 - 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(千円)に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、昭和五十年一月十七日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具、印鑑及び昼食

鳥取県告示第千三百三十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市両三柳字鞍シウタ三三三八番地先から同市 両三柳字鞍シウタ三三三一番地先まで		一〇六・七三	水路敷

鳥取県告示第千四百十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年十二月十七日から用途廃止した。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市皆生字北林ノ上一四〇番一地先から同市皆 生字北林ノ上一四〇番三地先まで		六一・七五	道路敷

鳥取県告示第千四百一十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、津ノ井土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人 鳥取開発公社

鳥取市津ノ井二〇七番地

米 村 勇 吉

鳥取市桂木三〇六番地四

大 石 賀寿雄

鳥取市桂木二六一番地一

山 田 善 久

鳥取市田島五五四番地

山 部 き く

二 事業施行期間

昭和四十九年十二月十二日から昭和五十年十二月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市津ノ井字五反田、字桁添、字荒田及び字上遠沖の各一部、東大

路字長峯の一部、桂木字五反田、字大ユ田、字上二ツ橋及び字上五反田

の全部並びに字外砂田、字橋詰、字会地向、字西ヶ岡及び字四反田の各

一部並びに船木字下樋詰、字上樋詰及び字沖の全部並びに字茶屋前及び

字植松の各一部

四 土地区画整理事業の名称

津ノ井土地区画整理事業

五 事務所の所在地

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人 鳥取開発公社

六 施行認可の年月日

昭和四十九年十二月十二日

七 事業年度

昭和四十九年度及び昭和五十年年度

八 公告の方法

鳥取市西町一丁目二〇一番地財団法人鳥取開発公社揭示場に揭示する。

鳥取県告示第千四百二十二号

昭和五十年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計及び地質調査に係るものを除く。）について県が行う指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

1 資格審査願提出前二年の各事業年度における製造高又は収入高

2 従業員の数

3 資本又は出資の額

4 営業年数

5 機械、装置、車両、運搬具等の保有量

6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

7 その他経営及び信用の状態

二 資格審査の手続

1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和五十年二月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添付書類

指名競争入札参加資格審査願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、昭和四十九年度に資格を得た者で、印刷、工事用材料販売、清掃、採石に係る業を営む者にあつては経営業態調書、貸借対照表及び納税済証明書を、その他の業を営む者にあつては経営業態調書及び納税済証明書を添付すれば足りる。

(一) 経営業態調書（様式第二号）

(二) 営業用機械器具調書（様式第三号）

(三) 貸借対照表（資格審査願提出前一年の事業年度分のもの）（様式第四号）

(四) 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に

限る。）の納税済証明書

(五) 営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）

(六) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

(七) 代表者の身分証明書（禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ないものでないことを証する書面）

(八) 印鑑証明書

(九) 採石業を営む者にあつては、採石納入実績証明書（前年度鳥取県に納入した実績（金額）を証する書面）

(十) 委任状（年間を通じ、入札、見積、契約の締結等を委任する場合に限る。）

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和五十年限りとする。ただし、昭和五十一年度の指名競争入札に参加するために必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 平林 鴻三 殿

このたびは製造の請負物件の売買役務の提供の指名競争入札に参加する資格を得るため、下記種目を登録して

ただきたいので、店舗の写真をちよう付し、本社（本店）の位置図を記入し、関係書類を添えてお願いします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住所

商号又は名称

氏名 ㊟

電話番号 局（ ）一 番

記

登録を希望する営業種目 (詳細は記載説明書参照)

店舗の写 真

本 社（本店）の 位 置（略図）

様式第2号

経 営 実 態 調 査 書

昭和 年 月 日

(1) 区 分	支 社 (支 店) 営 業 所 等						
商 号 又 は 称 名							
所 在 地							
代 表 者							
電 話 番 号							
(2) 代理店又は特約店							
(3) 営業年数	創 業		現 組 織 に 変 更		営 業 年 数		
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月		
(4) 製造高、販売高、又は収入高	直前第2年度分決算から			直前第1年度分決算から		年間平均高 千円	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	千円		
	千円		千円		千円		
(5) ① 流動比率	流動資産 / 流動負債 千円 / 千円 × 100 = (貸借対照表より) %				%		
	② 従業員の数		技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	計
	(人)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	営 規 模	資 本 (又は) 出資 の 額	③ 区 分	直前決算時 (千円)	剰余 (欠損) 金処分 (千円)	計 (千円)	
			資 本 金 (又は) 出 資 金				
準 備 金							
積 立 金							
繰 越 金 (繰越欠損)							
計							
模 設 備	④	区 分	機械器具 (千円)	車輛・運搬具 (千円)	工具・器具 (千円)	計 (千円)	
		① 価格 (取得・製作)					
		② 減価償却費					
		① - ② 価格					
(6) 前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種及び番号	業 No.	左の格付 級		
(7) 摘 要							

(注) 代理店又は特約店は、業種別にできるだけ詳細にかいてください。欄内に書ききれないときは、別紙に記入してください。

様式第4号

貸 借 対 照 表
(年 月 日現在)

資 産 の 部		資 本 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
現 金・預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		短 期 借 入 金	
原 材 料		未 払 金	
仕 掛 品		未 払 費 用	
製 品(商品)		預 り 金	
貯 蔵 品		前 受 金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計(流動資産)		計(流動負債)	
土 地		長 期 借 入 金	
固定資産(土地を除く)		その他の固定負債	
無 形 固 定 資 産			
投 資		計(固定負債)	
その他の固定資産			
		負 債 計	
計(固定資産)		資本金及び剰余金	
		当 期 利 益 金	
繰 延 勘 定			
		計(資 本)	
合 計		合 計	

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二章 ポスターの検印を「第二章 ポスターの検印及び証紙」に改める。

第五条第一項中「行なう検印を受け」を「行う検印を受け、又は交付する証紙をばら」に改め、同条第二項中「二以上の選挙が近接して行なわれる場合その他」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の証紙は、別記第三号様式の二による。

第六条第一項中「検印票」の下に「又は別記第四号様式の二の証紙交付票」を加え、同条第二項中「検印票」の下に「又は証紙交付票」を加える。
第七条第一項中「印をおして、」を「その印を押して」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 県の委員会は、検印をしたときは、検印票に検印月日及び検印枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、検印をしたポスターが千二百枚に達したときは、検印票は返さないものとする。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第五条の規定による証紙の交付を受けようとする場合においては、第六条の証紙交付票に当該候補者の氏名を記入し、その印を押すとともに、これに証紙をはるべきポスターの見本一枚（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ一枚）を添えて県の委員会に提出しなければならない。

2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が千二百枚に達したときは、証紙交付票は返さないものとする。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第一条関係）」に改める。
第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式（第一条関係）」に改める。
第三号様式中「第三号様式」を「第三号様式（第五条関係）」に改める。
第三号様式の次に次の一様式を加える。
第三号様式の二（第五条関係）

証紙

年	月	日	執行
何	選挙		
	(番号)		
鳥取県選挙管理委員会			

備考 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

2 番号は、候補者ごとに同一のものとする。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式（第六条関係）」に、

「名
検印者」

を「
鳥取県選挙管理委員会印」

に、
500枚
を
1,200枚

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第四号様式の二（第六条関係）

証紙交付票

表		裏	
候補者 氏 名 昭和何年何月何日執行何々選 挙選挙用ポスター証紙交付票 鳥取県選挙管理委員会 印		選挙 委員会 鳥取 県管 理委 員会 交付 枚数 交付 日	
計		1,200枚	

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式（第九条関係）」に、

ポスター検印票」を「検印票」に、
「名
検印者」
を
「鳥取県選挙管理委員会印」
に改める。

「鳥取県選挙管理委員会印」

第五号様式の二中「第五号様式の二」を「第五号様式の二（第十一条の二関係）」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式（第十九条関係）」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式（第二十一条関係）」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式（第二十一条関係）」に改める。

第八号様式の二中「第八号様式の二」を「第八号様式の二（第三十五条関係）」に改める。

第九号様式中「第九号様式」を「第九号様式（第二十八条関係）」に改める。

第十号様式中「第十号様式」を「第十号様式（第四十一条関係）」に改める。

第十一号様式中「第十一号様式」を「第十一号様式（第四十二条関係）」に改める。

第十二号様式中「第十二号様式」を「第十二号様式（第四十三条関係）」に改める。

第十三号様式中「第十三号様式」を「第十三号様式（第四十四条関係）」に改める。

第十五号様式中「第十五号様式」を「第十五号様式（第四十九条関係）」に改める。

第十六号様式中「第十六号様式」を「第十六号様式（第五十条関係）」に改める。

第十七号様式中「第十七号様式」を「第十七号様式（第五十条関係）」に改める。

第十九号様式中「第十九号様式」を「第十九号様式（第五十四条関係）」に改める。

第二十号様式中「第二十号様式」を「第二十号様式（第六十四条関係）」に改める。

第二十一号様式中「第二十一号様式」を「第二十一号様式（第六十九条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和四十九年十二月十八日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県管武道館の管理に関する規則の一部改正について
(2) その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月十七日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十九年十二月二十六日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九番地 波當根伸一

鳥取市東今在家一八七番地 須崎 宏喜

正 誤

鳥取県マイクロフィルム文書規程（昭和四十九年十一月鳥取県訓令第六号）中次の箇所が誤りであったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
二 上 十七 前条第三項 前条第二項

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十九年十二月鳥取県人事委員会規則第三十一号）中次の箇所が誤りであったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
九 上 十 百分八の 百分の八

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】